

小国町教育委員会障がい者活躍推進計画

【教育委員会】 令和2年4月1日

目的	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）」第7条の3第1項の規定に基づき、小国町教育委員会において障がい者雇用を進めるとともに、障がい者である職員が能力を有効に発揮し、職業生活における活躍の推進に関する取り組みを実施するため「小国町教育委員会障がい者活躍推進計画」を策定する。
機関名	小国町教育委員会
任命権者	小国町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年）
障がい者雇用に関する課題	教育委員会の障がい者雇用に関する職員の募集・採用については、一括して町長部局で行っている。 障がいを持った職員の異動等による配置がなされる場合も想定されるため、適宜、町長部局と連携して対応する。
目標	
1 採用に関する目標	町長部局と連携を図りながら、法定雇用率の達成を目指す。
2 定着に関する目標	町長部局に準ずる。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用推進者及び障がい者職業生活相談員については、町長部局の選任を兼ねる。 障がい者である職員の相談窓口を総務課内に設定する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者一人ひとりの障害特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務等を確認し、総合的に検討し配置する。 所属の管理監督者による面談等を通じ、負担なく遂行できる職務・業務を把握する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口への相談のほか、人事評価の面談等を通じ必要な配慮等の有無を把握し、働きやすい職場環境の整備に向けて継続的に必要な措置を講じる。 障がいを持った職員の状態によっては、定期的な通院を要する場合等があるため、時間単位の年次有給休暇や私傷病休暇等を利用できる旨周知し、適宜取得できるよう配慮する。 募集・採用にあたっては、町長部局と連携し適正な人事管理に努める。